

硯友会会則改定案

現行

(役員・幹事)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	<u>5 名</u>
会 計	1 名
幹事長	1 名
監 事	2 名

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
3. 幹事長は、幹事を掌握し、会長および副会長を補佐し、会の運営に当たる。
4. 会計は、本会の経理を掌理する。
5. 監事は、本会の会計および役員会の会務を監査する。

改定案

(役員・幹事)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	<u>2 名</u>
幹事長	1 名
<u>理 事</u>	<u>若干名</u>
会 計	1 名
監 事	2 名

(役員の仕事)

第12条 会長は、本会を代表し会務を総轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
3. 幹事長は、会長および副会長を補佐し、本会の会務執行を総括し、事業を実施する。
4. 理事は、本会の会務を分担し、事業を実施する。
5. 会計は、本会の経理を掌理する。
6. 監事は、本会の会計および役員会の会務を監査する。